

基本的な考え方

テルモが「医療を通じて社会に貢献する」という企業理念を常
に実践するためには、社会からの信頼が欠かせません。

社会からの信用というテルモの財産を守り、さらに育てていく
ことは、企業としてだけでなく、全てのアソシエイトの目指すところ
です。これを成し遂げるためには、一人ひとりのアソシエイト
が正しく考え、正しく行動することが重要です。そのためのガイド
として、テルモはアソシエイトが守るべき行動原則を「テルモグ
ループ行動規範」にまとめています。

テルモは、取締役・役員はもちろんのこと、世界中のアソシエ
イトが、この行動規範を心に留めながら、テルモの製品を使う患
者さんや医療従事者をはじめとしたステークホルダーのために、
また社会的責任を果たすために、公正な事業活動を実践し、法
令遵守はもとより高い倫理観を持って行動するように取り組んで
います。そのために、各職場に応じた研修を定期的に実施するな
ど、行動規範の重要性を認識できる環境を整備しています。



「テルモグループ行動規範」

<https://www.terumo.co.jp/about/code-of-conduct/>

コンプライアンス体制

テルモでは、取締役会で決議した「内部統制システム整備の基
本方針」に基づき、テルモグループの内部統制システムの整備を
担う内部統制委員会において、コンプライアンスに係る重要な施
策を審議、決定し、その活動状況を定期的に取締役会および監
査等委員会に報告しています。

また、チーフリーガルオフィサー（CLO）のもと、テルモの法務・
コンプライアンス室を中心に、グループ各社のコンプライアンス

活動を推進するコンプライアンスオフィサーと連携し、関係ルー
ルの整備、教育・啓発の実施、問題の早期把握等の諸施策を推
進しています。

重大なコンプライアンス違反等が発生した場合は、内部統制委
員長の指揮のもと、直ちに対応チームを立ち上げ、事案の対応、
解決にあたるとともに、発生原因および再発防止策を内部統制
委員会に報告、提言します。

コンプライアンス教育

テルモでは、アソシエイト一人ひとりのコンプライアンスに対す
る意識の向上、関連法令の理解と遵守を目的に、コンプライア
ンス教育を実施しています。

主なコンプライアンス教育（テルモ株式会社）

研修名	対象者	方法	内容	実施頻度
「テルモグループ行動規範」研修	役員を含む全アソシエイト	eラーニング	テルモグループ行動規範に関する研修	年1回
競争法および反贈賄に関する教育	役員および一部アソシエイト	eラーニング	業務における公正取引の 確保と腐敗防止	各、年1回
医療従事者との接遇に関する教育	営業支店およびカンパニーの アソシエイト	支店内研修会 eラーニング	医療従事者との適正な関係の維持	月1回以上
階層別教育	各階層	集合研修	管理職・中堅職昇格者、新入社員研修 等でコンプライアンス研修を実施	各、年1回
役員研修	役員	集合研修	重要なコンプライアンステーマ	2～3カ月に1回
医薬品医療機器等法における広告規制に 関する教育	全アソシエイト	eラーニング	医薬品医療機器等法における広告規制 の遵守	年1回
オフラベルユース対応ルールに関する教育	全アソシエイト	eラーニング	オフラベルユース対応ルールの遵守	年1回
ハラスメント研修	全アソシエイト	eラーニング	ハラスメントの理解と防止	年1回

コンプライアンスへの取り組み

内部通報制度

コンプライアンス違反の懸念が生じた場合、調査、損害の未
然防止、関係者の処分、再発防止などの対応を適切かつ迅速に
行うことが重要です。そのため、テルモグループでは、「コンプラ
イアンス違反報告と報告者保護に関するグループ規程」を制定し、
そのなかで、コンプライアンス違反の懸念をアソシエイトが感知
したときに、速やかに社内に報告することを推奨することと、こ
のような懸念の報告を安心してできるようにするため、善意で報
告したアソシエイトに対する嫌がらせまたは報復を固く禁じるこ
とを、明記しています。また、同規程には、当該国の法律で認め
られている場合は匿名で通報することもできることを明記してい
ます。

この規程のもと、テルモグループでは、全ての拠点のアソシエ
イトがコンプライアンス違反等に関する相談や通報を行うことが

できるよう、グループ統一の内部通報システム（テルモ・インテグリティ・ヘルプライン）を設置、運用しています。このヘルプラインへの通報は匿名でも行うことができます。このヘルプラインへの通報はアソシエイトだけではなく、テルモグループ各社と取引のある取引先の役員・社員からも可能であり、ウェブサイトにも通報システムへのリンクを貼っています。

日本では、上記のグループ内部通報システムのほかに、通報・相談先として、社内窓口、顧問弁護士、独立した第三者が運営する外部通報窓口を設け、メール、郵便、電話等で相談を受け付けています。また、2017年7月には、取締役に関する内部通報制度も設置し、監査等委員会が窓口となり対応しています。

ハラスメント防止

テルモでは就業規則において、性的指向・性自認（LGBTなど）にかかわらず、パワーハラスメント・セクシャルハラスメントや妊娠、育児、介護などを理由として、個々のアソシエイトに不利益を与える行為を禁止する旨を明示するとともに、社内イントラネットの「ハラスメント総合ページ」には「ハラスメント指針」を掲示し、ハラスメントに対する会社の姿勢を示しています。相談先として、上司や人事部門以外にも、内部相談窓口や完全匿名で相談可能な社外相談窓口も設置しています。各相談窓口では、プライバシーに十分配慮した適切な対応を行い、守秘義務の徹底や相談者に不利益な取り扱いをすることを禁止しています。

また、ハラスメント防止の啓発活動として、2017年度より12月～1月をハラスメント防止強化月間と定め、全アソシエイトを対象に、メッセージの配信、アンケートの実施、eラーニングの受講等の取り組みを実施しています。さらに管理職を対象に、日々の業務で生かせるような身近な事例を取り入れた研修を定期的に行うなど、ハラスメント防止の啓発を継続して行っています。

加えて、2020年4月からは、新たに「コンプライアンス徹底に

関するページ」を開設しました。ハラスメント防止も含め、コンプライアンスに正面から取り組み、かつ大切にしていける企業姿勢や、コンプライアンス違反となりうる具体例と対策を示し、アソシエイトが理解し、リスク感度を高めることができるよう取り組みをより強化しています。（ハラスメントに関する教育の実施状況については、[36ページ「コンプライアンス教育」](#)をご覧ください。）

ハラスメント指針

- セクハラ・パワハラなどのハラスメント行為は人権に関わる問題であり、アソシエイトの尊厳を傷つけ、職場環境の悪化を招くゆゆしき問題だと捉えています。
- これまでもテルモはコンプライアンス研修を繰り返し開催してきました。また、ハラスメントが及ぼす影響や懲戒措置も取られることを理解する旨の誓約書の提出など取り組みを進めてきました。
- テルモはハラスメント行為を断じて許しません。
- アソシエイト一人ひとりがハラスメントに対する知識、対応能力を向上させ、ハラスメント行為を発生させない、許さない、全てのアソシエイトが互いに尊重し合える健全な組織をともに作り上げていきたいと思います。
- ハラスメントの行為があれば、上司または事業所人事総務に相談ください。職制に相談しにくい場合は、内部相談窓口にご相談ください。不利益な扱いはしません。プライバシーを守って対応します。

反社会的勢力への対応

テルモは、反社会的勢力との一切の関係遮断は企業の責務として、反社会的勢力との関係は断固拒否し、これらに関する企業、団体、個人とは一切取引を行いません。また、反社会的勢力排

除に向けて、警察当局等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図ります。

腐敗防止

テルモグループは、日本の不正競争防止法、米国の海外腐敗行為防止法（Foreign Corrupt Practices Act：FCPA）ならびにテルモグループが事業活動を行うすべての国・地域における汚職防止法令を遵守し、業務を公正かつ誠実に行う活動を推進しています。

「テルモグループ行動規範」および「反腐敗・反贈賄グループ規程」では、全アソシエイトに対し、腐敗行為を禁止し、公正な事業活動を推進するよう明示しています。「テルモグループ行動規範」については、グループの全アソシエイトを対象に年1回研修を行っています。また、「グループ第三者反腐敗・反贈賄規程」を制定し、取引先に対しても汚職防止法令の遵守を求めています。

贈収賄を含む腐敗行為の懸念がある場合には、内部通報システムで報告することもできます。（内部通報制度の詳細については、[36ページ「内部通報制度」](#)をご覧ください。）

談合・カルテルの禁止

テルモグループでは、事業活動を行うにあたり、アソシエイトが談合・カルテル行為等に関与することがないように、「独占禁止法令遵守グループ規程」を制定し、グループ全体で公正かつ自由な競争の維持に努めています。

医療従事者との適切な関係

テルモは、医療従事者に対する医療機器や医薬品の適正なプロモーションに向けて、業界の自主ルールである「公正競争規約」「医療機器業プロモーションコード」等の遵守に努めるとともに、各種社内ルールを制定しています。

また、テルモグループが事業を展開する地域の主要な業界団体の行動規範に示されている基本原則をベースとする、「医療従事者との倫理的接遇に関するグループ規程」を制定し、医療従事者との適切な関係の維持に努めています。（医療従事者との倫理的接遇に関する教育の実施状況については、[36ページ「コンプライアンス教育」](#)をご覧ください。）

広告等製品情報提供活動と販売プロモーション

テルモは、医薬品医療機器等法をはじめとする関連法令や、一般社団法人日本医療機器産業連合会（医機連）が制定する各種業界コード等を遵守し、適正なプロモーション活動を行うように努めています。特に、使用する広告資材等については、関連部門が事前に資材を確認し、記載内容の正確性及関連法令の遵守に努めています。また、「医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドライン（厚生労働省、2018年9月25日発出）」に対応するため、医療用医薬品の販売情報提供活動の資材等や販売情報提供活動自体の適切性等をモニタリングする部門として情報提供管理室を2019年7月に本社部門に新設しました。海外においても、主なグループ会社を中心に、関連法令に基づき、適正な販売プロモーションを心掛け活動に取り組んでいます。

グローバルにおいては、2016年1月に「グループオフラベルユース対応ルール」を制定し、一切の未承認（適応外）の製品の広告・プロモーションを禁止するほか、国内においてはリージョナルルールとして「テルモ（日本国内）オフラベルユース対応ルール」を制定するなど、製品を販売する各国の関連法令を遵守し、適正なプロモーションを行うように努めています。（広告等製品情報提供活動と販売プロモーションに関する教育の実施状況については、[36ページ「コンプライアンス教育」](#)をご覧ください。）

企業活動と医療機関等の関係の透明化

高度な医療ニーズに応える医療機器や医薬品の提供には、研究開発から生産、販売までのさまざまな段階において、企業独自の活動だけではなく、大学等の研究機関や医療機関等との連携が不可欠です。その際に対価として金銭の支払いが発生する活動もあり、テルモでは、高い倫理基準に基づいて活動し、透明性を高めるよう努めています。

日本では、臨床研究法および業界の自主ルールに則り、「企業活動と医療機関等の関係の透明性に関する指針」を定め、医療機関や医療従事者への資金提供の状況を公開しています。

税に対する基本方針

テルモグループは「医療を通じて社会に貢献する」という企業理念のもと、法令遵守と企業倫理を軸とし、世界中のステークホルダーの期待に応え、長期にわたる持続的成長および企業価値の最大化の達成に努めています。テルモグループは、企業理念に従い、次の事項に基づいて、税務管理を実施しています。

■ 法令遵守

テルモグループは各国において事業活動を進めるにあたり、OECD等の国際課税のルール、各国の法令を遵守し、税務コンプライアンスの維持・向上に努めます。

■ 適正な納税

テルモグループは事業活動を行う各国において、企業市民の責務として適正な納税を行い社会への貢献に努めます。

■ 透明性

テルモグループは各国の税務当局・株主・社会等に対し、税に関する適切な情報開示を行い、税務に関する透明性を確保し、企業の社会的責任を果たすことに努めます。

■ 税務当局との関係性

テルモグループは事業活動を行う各国の税務当局と適切な関係を構築、継続することに努め、不当な利益の供与は行いません。

■ タックス・プランニング

テルモグループは、法令の趣旨に反した租税回避を意図とする事業実態に沿わないタックス・プランニングの立案・実施は行いません。

■ 企業価値

テルモグループは上記税務管理を通じて、最適な税負担の実現に努め、企業価値の最大化への貢献を目指します。

研究開発における倫理

医療機器・医薬品の研究開発では、有効性や安全性を確認するため、動物での実験や人での臨床研究が必要となります。テルモでは、研究を実施するにあたり、ヘルシンキ宣言*の精神をはじめ、医療機器・医薬品の臨床試験の実施基準であるGCP (Good Clinical Practice)、各国の薬事規制等のほか、関連する規制、基準等を遵守し、倫理的かつ科学的な観点から適正に実施するよう努めています。これらの研究開発を行うにあたっては、社内に研究倫理審査委員会や動物実験委員会を設置し、倫理性や動物生命の尊厳等に十分な配慮を行っています。

*「人間を対象とする医学研究の倫理的原則」の通称で、臨床研究の倫理規範を定めた指針。

臨床研究・臨床試験（治験）等における倫理

テルモは人を対象とした医学系研究（臨床研究）を実施するにあたり、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」等に基づき、個人の尊厳と人権の尊重等を基本方針とする「テルモ研究倫理規程」を定めています。この規程に基づき、外部委員を含む「テルモ研究倫理審査委員会」を設置し、全ての臨床研究案件について、研究内容の社会的意義や科学的妥当性を事前に審査しています。委員会の活動状況は、厚生労働省の「研究倫理審査委員会報告システム」に登録し、公開されています。

製造販売承認を取得するための臨床試験（治験）は、ヘルシンキ宣言の精神に基づいて各国で定められている臨床試験の実施基準であるGCPを遵守し、実施しています。GCPでは、治験実施医療機関、治験責任医師等の治験スタッフ、治験依頼者が治験を実施するにあたって遵守すべき要件が定められています。テルモグループでは、GCPに基づき手順を定め、遵守することで治験の質を確保し、信頼性の高いデータを取得するよう努めています。

治験中はモニタリングを実施し、手順に沿って適切に治験が行われていることを確認し、治験にご参加いただいている方々の人権への配慮と安全性の確保を最優先して治験を実施しています。



「研究倫理審査委員会報告システム」
<https://rinri.niph.go.jp/toppage.aspx>

動物実験における倫理

テルモは、医療を通じて社会に貢献するという企業理念を掲げ、医療機器、医薬品、再生医療製品等の研究開発や製品を医療現場で安全に使用いただくため、医療従事者に向けた研修を行っています。そのために、一部、動物実験が不可欠となっています。テルモでは、回避できない動物実験に対して、動物福祉の精神に則り、適正な実施に努めています。

テルモは、「動物の愛護及び管理に関する法律」「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」等、関連法令やガイドラインに従い動物実験規程を定め、動物実験委員会を設置しています。動物実験委員会は法令で定められた3R (Replacement: 動物を使用しない研究への代替、Reduction: 動物数の削減、Refinement: 動物の受ける苦痛の軽減) の理念に、独自に4番目のR (Responsibility: 実験責任) を加え、実験計画の審査、終了報告の確認、動物福祉に配慮した動物の飼養管理、実験者の教育等を行っています。また、動物実験委員会は関連法令に遵守していることを自己点検し、第三者認証機関 (AAALAC Internationalまたはヒューマンサイエンス振興財団) による検証を受け認証を取得しています。さらに、テルモは社外に動物実験を委託する場合においても、委託施設が法令を遵守していることを確認しています。